

**丸亀市中央学校給食センター
及び丸亀市飯山学校給食センター
調理等業務委託事業者 募集要項**

令和6年 11月 1日

丸 亀 市

目 次

第1．募集要項等の定義	1
第2．事業の概要	
1．事業名称	1
2．施設の概要	1
3．業務内容	1
4．事業期間	2
第3．事業者募集等のスケジュール	2
第4．応募事業者の条件等	
1．応募資格	3
2．応募に関する留意事項	4
第5．募集スケジュール	
1．募集要項等の公表	5
2．募集要項等に関する説明会	5
3．現地見学会	5
4．募集要項等に関する質問の受付・回答	6
5．参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出	6
6．募集要項等に関する質問に対する回答書の公開	6
7．提案書の提出（第1次審査）	6
8．プレゼンテーション及びヒアリング審査（第2次審査）	8
9．審査結果の通知	8
10．提案書等の公表	8
第6．提案書等の審査方法	
1．審査委員会の設置	9
2．審査の方法	9
第7．委託料等	
1．委託料の取扱い	10
2．リスク管理方針	10
3．遵守法令	11
第8．委託事業実施に関する事項	
1．業務委託の継続が困難となった場合の措置	11
2．市による本委託事業の実施状況の監視	12
3．その他	12

第 1. 募集要項等の定義

市では、平成 22 年 4 月から丸亀市中央学校給食センター（以下「中央学校給食センター」という。）及び丸亀市飯山学校給食センター（以下「飯山学校給食センター」という。）の調理・洗浄・清掃等の業務（以下「調理等業務」という。）については、民間事業者委託しているが、令和 7 年 3 月末をもって契約期間が完了する。

市では、引き続き中央学校給食センター及び飯山学校給食センターの調理等業務について民間委託により運営することとし、その事業者選定に当たっては、民間事業者の高い技術力やコスト意識等を活用するとともに、調理等業務の安全性及び効率性を確保するため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用する。

この募集要項は、中央学校給食センター及び飯山学校給食センター調理等業務委託事業（以下「本委託事業」という。）に係る募集に関して必要な事項を定めたものである。なお、本募集要項にあわせて配布する下記の資料も本募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

●要求水準書：市が事業者要求する具体的なサービス水準を示すもの

●様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

第 2. 事業の概要

1. 事業名称 丸亀市中央学校給食センター及び丸亀市飯山学校給食センター調理等業務委託事業

2. 施設の概要

名 称	丸亀市中央学校給食センター
所 在 地	丸亀市飯山町東坂元 2065 番地 1
建 築 年 月	平成 21 年 12 月
建 物 構 造	鉄骨造 2 階建
延 べ 床 面	3,540.90 m ²

名 称	丸亀市飯山学校給食センター
所 在 地	丸亀市飯山町東坂元 2063 番地 1
建 築 年 月	平成 15 年 3 月
建 物 構 造	鉄骨造平屋建
延 べ 床 面	1,346.21 m ²

3. 業務内容

- (1) 調理業務
- (2) 配缶業務
- (3) 食器、食缶、調理設備機器・備品及び容器等の洗浄・消毒業務
- (4) 厨芥の処理及び残菜等堆肥化装置への投入作業
- (5) 施設・設備等の清掃
- (6) 施設管理及びボイラー業務
- (7) 使用物品管理業務
- (8) 衛生管理業務
- (9) 業務報告書等作成及び報告業務

- (10) モニタリング業務
- (11) 前各号に付帯する業務

【参考】本委託業務に含まれない主な業務は、次のとおりとする。

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・給食費徴収等業務
- ・食器配送及び回収業務
- ・給食配送業務
- ・食缶の回収業務
- ・施設設備等保守業務

4. 事業期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年間）

第 3. 事業者募集等のスケジュール

事業予定者（優先交渉権者）は、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）で選定する。事業実施のスケジュールは、次のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、午前 9 時から午後 4 時までとする。

募集要項等及び選定方針の公表	令和 6 年 11 月 1 日（金）
募集要項等に関する説明会	令和 6 年 11 月 8 日（金）
現地見学会（希望事業者のみ）	令和 6 年 11 月 8 日（金）
募集要項等に関する質問の受付	令和 6 年 11 月 1 日（金）～11 月 12 日（火）
募集要項等に関する質問に対する回答	令和 6 年 11 月 14 日（木）
参加表明書（兼応募資格審査申請書）の受付	令和 6 年 11 月 14 日（木）～11 月 20 日（水）
応募資格審査	令和 6 年 11 月 21 日（木）
参加表明書（兼応募資格審査申請書）の結果通知	令和 6 年 11 月 22 日（金）
提案書類等の受付	令和 6 年 11 月 25 日（月）～12 月 2 日（月）
第 1 次審査	令和 6 年 12 月中旬
第 1 次審査に関する結果及び第 2 次審査日時の通知	令和 6 年 12 月下旬
第 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和 7 年 1 月上旬
第 2 次審査に関する結果の通知	令和 7 年 1 月中旬
委託事業者の決定	令和 7 年 1 月中旬
業務開始準備	契約締結後～令和 7 年 3 月 31 日（金）

第 4. 応募事業者の条件等

1. 応募資格

(1) 応募事業者の備えるべき要件

応募事業者の応募資格要件は、次のとおりとする。

ア. 応募事業者資格要件

応募事業者は、次の要件を満たさなければならない。

- (ア) 法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) これまでに小学校又は中学校を対象とした学校給食（アレルギー対応給食を含む）の受託実績を3年以上有している者、又は厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」での調理業務の経験を5年以上有していること。
- (ウ) 丸亀市教育委員会教育部学校給食センターとの連絡・調整が速やかに行えるよう、香川県内に本社、支社、営業所、事業所のいずれかを本委託事業の受託開始までに有していること。
- (エ) 製造物責任（PL）法に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。
- (オ) 応募事業者は、契約締結時点で(ア)、(イ)及び(エ)の要件を満たす履行保証人を確保すること。

イ. 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできない。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。）
- (イ) 国、公社・公団及び丸亀市を含む地方公共団体において、指名停止期間中である者
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- (エ) 国税及び地方税を滞納している者
- (オ) 過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法の営業処分を受けた者
- (カ) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (キ) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者
- (ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

(2) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、参加表明書の提出日を基準とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

2. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 著作権

応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。

(4) 提出書類の取扱い

提出された書類については変更できないものとし、理由の如何に関わらず返却しない。

(5) 資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(6) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

ア．参加表明書の提出時から優先交渉権者の決定までの期間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ．一の応募事業者が複数の提案を行った場合

ウ．同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合

エ．審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ．著しく信義に反する行為があった場合

(7) 本委託事業における契約予定金額の公表

中央学校給食センター及び飯山学校給食センター調理等業務委託に係る契約予定金額の総額は、下表のとおりとし、見積額はこの額以内で記入すること。ただし、この額は取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額である。

令和7年度	180,427,000 円
令和8年度	187,857,000 円
令和9年度	195,635,000 円
3か年度分合計	563,919,000 円

(8) その他

- ア．市が提示する資料及び回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- イ．本募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

第 5．募集スケジュール

1．募集要項等の公表

募集要項等は、次のとおり市ホームページで公表する。

(1) 公表日時

令和 6 年 11 月 1 日（金）

(2) 公表書類

ア．丸亀市中央学校給食センター及び丸亀市飯山学校給食センター調理等業務委託事業募集要項……本書

イ．同上要求水準書……別添－1(添付資料－1～同－7を含む。)

ウ．同上様式集……別添－2

2．募集要項等に関する説明会

本募集要項等に関する説明会を次のとおり開催する。

(1) 日 時 令和 6 年 11 月 8 日（金）午後 2 時～（受付開始は午後 1 時 30 分）

(2) 場 所 丸亀市飯山町東坂元 2065 番地 1 丸亀市中央学校給食センター2 階会議室

(3) 留意事項

ア．説明会参加希望事業者は、参加申込書（別添－2「様式第 1 号」）に必要事項を記入のうえ、令和 6 年 11 月 7 日（木）午後 4 時までに丸亀市中央学校給食センターへ持参、Fax（0877-56-8126）、又は e メール(kyushoku@city.marugame.lg.jp) にて申し込むこと。Fax、又は e メールで送付した場合は、丸亀市中央学校給食センター（TEL 0877-56-8125）へ、送付した旨の電話連絡をすること。

イ．説明会では、原則として募集要項等を配布しないので、各自持参すること。

ウ．参加人数は、1 事業者につき 2 名までとする。

3．現地見学会

(1) 日程等

ア．日時…令和 6 年 11 月 8 日（金）午後 3 時～

イ．場所…丸亀市飯山町東坂元 2065 番地 1 丸亀市中央学校給食センター2 階会議室

(2) 留意事項

ア．現地見学会参加希望事業者は、参加申込書（別添－2「様式第 1 号」）に必要事項を記入のうえ、令和 6 年 11 月 7 日（木）午後 4 時までに丸亀市中央学校給食センターへ持参、Fax（0877-56-8126）、又は e メール(kyushoku@city.marugame.lg.jp) にて申し込むこと。Fax、又は e メールで送付した場合は、丸亀市中央学校給食センター（TEL

0877-56-8125) へ、送付した旨の電話連絡をすること。

イ. 参加人数は、1 事業者につき 2 名までとする。

ウ. 見学時は、市の指示に従うこと。

エ. 当日は、白衣、衛生帽、マスク、履物、見学者の腸内細菌検査成績表（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌の全てを含んだもので、2 週間以内に実施したもの。）を持参すること。

4. 募集要項等に関する質問の受付・回答

本募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、市ホームページにおいて回答する。

(1) 質問の提出方法

質問書（様式第 2 号）に内容を簡潔にまとめて記載し、e メールにより提出し、丸亀市中央学校給食センター（TEL0877-56-8125）へ、送付した旨の連絡をすること。

(2) 受付日時

令和 6 年 11 月 1 日（金）午前 9 時から 11 月 12 日（火）午後 4 時まで

(3) 回答期日

令和 6 年 11 月 14 日（木）

(4) e メールアドレス

kyushoku@city.marugame.lg.jp

5. 参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出

応募事業者は、次の要件により提出する。

(1) 提出期間

令和 6 年 11 月 14 日（木）午前 9 時から 11 月 20 日（水）午後 4 時まで

(2) 提出書類

ア. 参加表明書（兼応募資格審査申請書）（様式第 3 号） 1 部

イ. 様式第 3 号に記載する添付書類 各 1 部

(3) 提出先

受付場所…丸亀市飯山町東坂元 2065 番地 1 丸亀市中央学校給食センター

(4) 提出方法

参加表明書を直接持参とし、それ以外の方法による提出は認めない。

(5) 参加表明書（兼応募資格審査申請書）に関する結果通知

参加表明書、応募資格審査の結果を通知する。

6. 募集要項等に関する質問に対する回答書の公開

本募集要項等に関する質問に対する回答書は、市ホームページにて公開する。なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。また、無用な混乱を招くことが危惧されるときは、質問に回答しないことがある。

7. 提案書の提出（第 1 次審査）

応募事業者は、中央学校給食センター及び飯山学校給食センターに関する「提案書」を

次により提出すること。

(1) 受付（提出）期間

令和 6 年 11 月 25 日（月）午前 9 時から 12 月 2 日（月）午後 4 時まで

(2) 提出書類 次の種類を提出することし、部数は正 1 部・副 13 部（副本は正本を複写して作成しても可）とする。ただし、ウに関しては 1 部でよい。

ア．提案書（様式第 4 号～様式第 14 号）、申立書（様式第 15 号）

※ 提案書は、必ず指定されたページ数で提出すること。提案書以外に添付した書類は評価しない。

イ．見積書（様式第 17 号）

ウ．会社概要

(3) 提出先

受付場所…丸亀市飯山町東坂元 2065 番地 1 丸亀市中央学校給食センター

(4) 提出方法及び第 1 次審査の要点

ア．提案書等を直接持参とし、それ以外の方法による提出は認めない。

イ．提案書の書式

(ア) A4 判用紙、横書き、正 1 部のみ左綴じ（副は綴じない）とし、ページ番号をつけること。

(イ) 「令和 6 年度丸亀市中央学校給食センター及び丸亀市飯山学校給食センター調理等業務委託事業に関する提案書」及び事業者名・代表者名を記載した表紙を付けること。

ウ．無効（失格）となる提案書

(ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの

エ．見積書

(ア) 見積書は、令和 7 年度から令和 9 年度までの各年度の契約予定金額の範囲内であること。

(イ) 要求水準書に基づき作成すること。

(ウ) 見積書の先頭には、「丸亀市長 松永恭二」あてに 3 年間の委託料合計額を記載した見積総括表（様式第 17 号）に、年度ごとの詳細な積算内訳書（項目：社員職種ごとの人件費明細、保健衛生費、現場経費、管理費等）を添付すること。

(エ) 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印（法務局等が証明する印鑑）とする。

(オ) 見積内容は、提案書等と同一のものとし、相違するものは認めない。

(カ) 見積総括表（様式第 17 号）に記載する 3 年間の委託料合計額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

(キ) 見積額が 4 ページの (7) 「本委託事業における契約予定金額」を超える場合、又

は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。

オ．会社概要

- (ア) 会社の沿革、組織、経営状況調査表及び直近３期分の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表等の写し）をA4判フラットファイルに編冊のうえ提出すること。ただし、会社の沿革及び組織については、PR用パンフレットでも可とする。
- (イ) ファイルの表紙及び背表紙に、「会社概要」及び「商号又は名称等」を記載すること。

(5) 第１次審査に関する結果通知

第１次審査に関する結果を文書にて通知する。あわせて選考された応募事業者にプレゼンテーション及びヒアリング審査について案内する。

8．プレゼンテーション及びヒアリング審査（第２次審査）

第１次審査で選考された応募事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

(1) 実施日時

令和７年１月上旬を予定する。

(2) 審査場所 別途通知

(3) 実施時間

30分間程度（プレゼンテーション：20分程度、ヒアリング質疑応答：10分程度）

※準備・撤収は、審査前後約10分間の休憩時間に行うこと。

(4) 出席者

5名までとする。ただし、業務責任者として配置予定の者（予定業務責任者という。）の出席は、必須とする。

(5) 準備物

プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。（スクリーンは、学校給食センターで準備）

(6) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

第１次審査における書類の受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処する。

9．審査結果の通知

審査結果については、メール及び文書で通知する。

10．提案書等の公表

審査手続きの公平性、透明性、客観性を確保し、市民に対する説明責任を果たすため、次のとおり公開基準を設ける。

	契約締結前	契約締結後
委員名簿	非公表	委員構成のみ公表

参加表明及び提案書 提出事業者名	非公表	公表
提案書（様式第 4 号 ～第 17 号）	非公表	一部公表（当該事業者のノウハウに係 る情報等については非公表。）
採点表（選定結果）		公表（ただし契約者以外の提案者の特 定はできないようにする。）

第 6. 提案書等の審査方法

1. 審査委員会の設置

丸亀市学校給食センター調理等業務委託事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、最優秀提案の選定審査を実施する。

2. 審査の方法

(1) 公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定する。

(2) 委託事業者は、前項に定める審査委員会の審査に基づき、市長が決定する。

(3) 応募事業者資格の確認審査

市は、応募資格の確認審査（以下「応募資格審査」という。）を応募資格審査申請書類により実施し、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合には、失格とする。

(4) 第 1 次審査（提案内容の基礎審査）

市は、提案書類等に記載された内容が、次の(ア)から(ウ)までの項目を満たしていることを確認する。1 項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とする。

ア. 提案書全体について、同一事項に対する 2 通り以上の提案又は提案事項間のそごや矛盾等がないこと。

イ. 提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

ウ. 当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること。

ただし、応募事業者が多数の場合は、6 事業者程度を選考する。

(5) 第 2 次審査

第 1 次審査で選考された事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、委託事業者選定基準（別添－3）に基づき採点する。

【提案の選定方法】

審査委員会は、提案書に記載された内容を評価し、審査委員全員の評価点数が満点の 6 / 10 以上で、得点の合計が最も高い提案を最優秀として選定する。ただし、得点の合計が最も高い提案が 2 以上あるときは、見積額の低い事業者を選定する。

(6) 優先交渉権者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

- (7) 応募事業者が 1 社の場合であっても審査を実施し、審査委員全員の評価点数が満点の 6 / 10 以上で、かつ、審査委員会が適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、その応募事業者を委託候補者として選定する。
- (8) 選考結果は、応募事業者すべてに通知する。
- (9) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結する。
- (10) 審査の結果、適切な候補事業者がいなときは、「適切な候補事業者なし」とし、再募集する場合がある。
- (11) この募集に関する事務担当は、次のとおりとする。
- ア. 担当部署：丸亀市教育委員会教育部学校給食センター
- イ. 所在地：〒762-0081 丸亀市飯山町東坂元 2065 番地 1
- ウ. 電話番号：0877-56-8125 Fax：0877-56-8126
- エ. e メールアドレス：kyushoku@city.marugame.lg.jp

第 7. 委託料等

1. 委託料の取扱い

(1) 履行の確認等

委託事業者は、翌月 5 日（その日が閉所日のときは翌開所日）までに、当該月分の業務完了報告書を市に提出する。

市は、業務完了報告書を受領したときは、業務が本業務委託契約等に適切に履行されていることを確認し、その結果を委託事業者に通知する。

(2) 委託料の支払い

委託事業者は、市から委託事業の完了を確認した旨の通知を受けたときは、当該月分の委託料を市に請求することができる。市は、所定の当該支払請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払う。

なお、市が委託事業者に支払う各月の委託料の額は、令和 7 年 4 月から令和 10 年 3 月までの毎年度の委託料の額を 12 か月で均等に分割した額とする。この場合、各月委託料は百円未満は切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計の額は毎年度最終の請求における請求額に加える。

2. リスク管理方針

業務委託契約締結後の市と委託事業者の主なリスク分担方針は次のとおりとする。これらは帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものである。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
事業の中止・延期に関	市の指示によるもの	○	

するリスク	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力リスク	天災、暴動等による履行不能 (注1)	○	
許認可リスク	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
運営費上昇リスク	計画変更以外(物価、金利の変動等)の 要因による運営費用の増大		○
税制変更リスク	本事業に影響を及ぼす税制度の新設・ 変更に関するもの及び、消費税の税率 変更に伴う経費の増加	○	
	上記以外の広く一般的に適用される税 制、税率の変更に伴う経費の増加		○
施設損傷リスク	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
需要変動リスク	実際の年間調理数が実施条件(調理予 定日数×日最大調理数。詳細は要求水 準書へ記載)を超える時	○	
	上記以外		○
調理事故・異物混入等 に関するリスク	事業者の帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

(注1) 委託事業者が不可抗力発生時の対応義務を怠ったことに起因するものは、委託事業者の負担とする

3. 遵守法令

- (1) 法令…学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令及びその他関連法規等
- (2) 要綱等…学校給食衛生管理の基準(文部科学省)、大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)及びその他関連要綱等

第8. 委託事業実施に関する事項

1. 業務委託の継続が困難となった場合の措置

- (1) 委託事業者の債務不履行の場合

ア. 委託事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行、又はその懸念が生じた場合には、市は委託事業者に対して修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができる。委託事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。

イ. 市は、委託事業者が本委託事業を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又は

この契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、本委託事業の実施を求めることができる。

ウ．履行保証人は、前項の規定による本委託事業の実施の請求があったときは、委託事業業者に代わって本委託事業を実施しなければならない。

(2) 市の債務不履行の場合

ア．市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、委託事業者は契約を解除できる。

イ．前号の場合において、委託事業者が契約を解除した場合、委託事業者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求できる。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力、又は委託事業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、市及び委託事業者双方により業務継続の可否について協議する。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は委託事業者は、契約を解除することができる。

2. 市による本委託事業の実施状況の監視

市は、業務委託契約に基づき提出されるサービスを確認するため、本委託事業の実施状況の監視を次のとおり実施する。

(1) モニタリング

市は、委託事業者の業務履行確認やサービスの質を評価する目的で、定期又は随時にモニタリングを実施し監視する。

(2) 支払いの減額等

業務委託契約書及び要求水準書で定められたサービス水準を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。

3. その他

調理業務等の円滑な推進を図るため、適宜協議を行う。